

# 信号機を点滅信号に変更します

1. 変更場所 西宮市鳴尾浜3丁目11番地-3 鳴尾浜3丁目交差点。  
(図をご参照ください。)
2. 変更スケジュール ① 令和2年2月2日(日)より点滅信号に変更。  
南北の道路は、**赤色**の点滅信号となり、  
東西の道路は、**黄色**の点滅信号になります。  
② 数か月間、交通に与える影響を確認し、問題が無ければ  
完全に撤去します。

3. 添付資料 甲子園警察署発行、信号機の撤去について



## 拡大図



# 信号機の撤去について

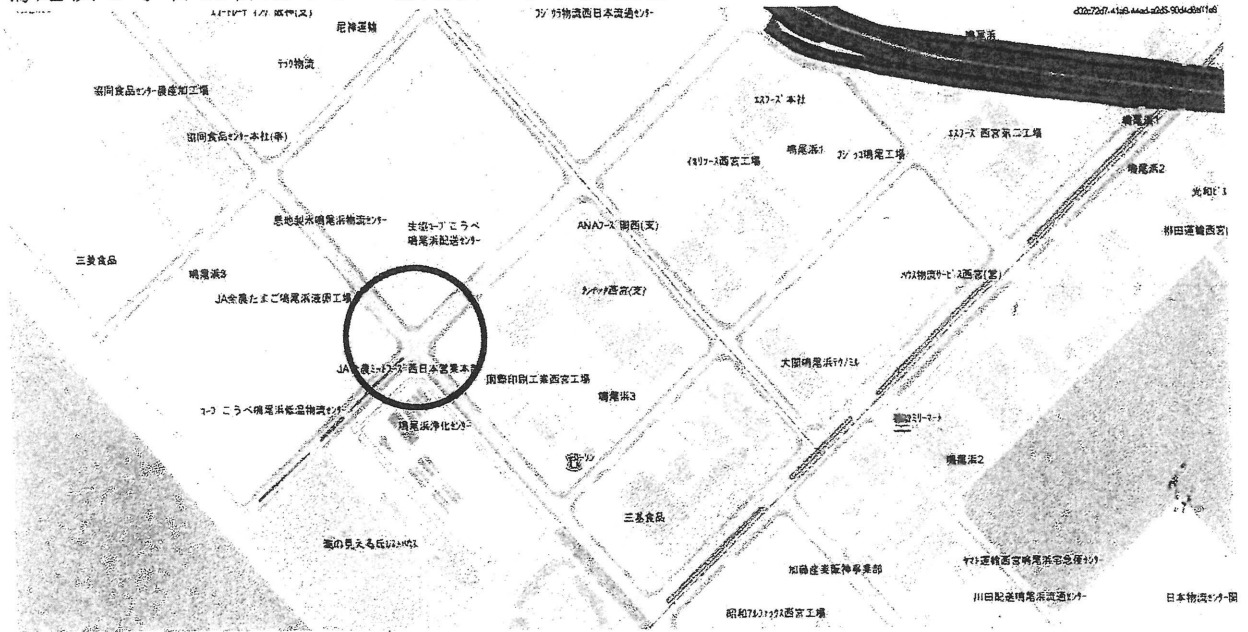
甲子園警察署

## 1 必要性

- 交通実態に合わなくなった信号機は、交通の安全と円滑を阻害する。
- 青信号側の車両が来ないことによる信号無視を誘発する。
- 自動車等を不要に停止させ、遅れ時間を増加させる。

## 2 場所

鳴尾浜 3 丁目 11 番地の 3 鳴尾浜 3 丁目交差点



## 3 方針

- ① 信号灯火を点滅式に変更 (R2.2.2 変更)
- ② 数ヶ月間、交通事故の発生状況を含め、交通に与える影響を確認
- ③ 問題がない場合、信号機を撤去

## 4 代替手段

信号機撤去後、右図のとおり、一時停止規制を実施するほか、道路管理者と協議し安全対策を講じる。

